

公益社団法人浦安市シルバー人材センター会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人浦安市シルバー人材センター定款第7条に規定する正会員及び特別会員の会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正会員及び特別会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員の会費は、年額2,400円とする。
- (2) 特別会員の会費は、年額1,200円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、正会員となった日の属する月が1月から3月のときは、入会年度に限り正会員の会費は、年額1,200円とする。
- 3 第1項の会費については、正会員及び特別会員が経済的事情又は、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、会費の納入を猶予することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、当該年度4月末日までに一括納入するものとする。

- 2 新入会員は、入会時に納入するものとする。
- 3 会員が年度途中で退会した場合において、既に納入された会費は返還しない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

- 1 この規程は、社団法人浦安市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の設立許可のあつた日から施行する。
- 2 センターの設立当初の会費納入期日は、第3条第1項の規定にかかわらず、昭和63年11月30日までとする。
- 3 センターの設立当初の会費の額は、第2条の規定にかかわらず、

年額 600 円とする。

附 則（平成 12 年 1 月 21 日規程第 3 号）
この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 25 日規程第 3 号）
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 30 日規程第 3 号）
この規程は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日規程第 1 号）
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。